

2019年2月7日

株主各位

和歌山県和歌山市黒田17番地4
株式会社農業総合研究所
代表取締役社長 及川 智正

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2019年1月11日開催の取締役会において、2019年3月1日（金曜日）付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2019年2月28日（木曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年3月1日（金曜日）をもって、当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を56,640,000株増加して、70,800,000株といたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年2月下旬にお届先住所宛て発送する予定です。
2. 2019年3月1日（金曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。